

掛 川 市 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により下記1のとおり公聴会を開催するので、掛川市都市計画公聴会規則（平成17年掛川市規則第105号）第2条の規定により公告するとともに、法第21条第2項において準用する法第17条第1項の規定により、変更しようとする都市計画の案を下記2のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催期日前1週間までに、意見の要旨及び理由並びに氏名、住所及び職業を記載した書面（以下「公述書」という。）を市長に提出しなければならない。

令和6年11月12日

掛川市長 久 保 田 崇

記

1 公聴会の日時、場所及び変更しようとする都市計画の案

(1) 日時

令和6年12月6日（金） 午前10時から

(2) 場所

掛川市役所4階会議室2（〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

(3) 変更しようとする都市計画の案

東遠広域都市計画 都市計画道路の変更（3・5・22号上張神明線、3・5・50号水垂西谷田線）

詳細は、縦覧に供する都市計画の案のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧期間

令和6年11月12日（火）から令和6年11月26日（火）まで

※ 閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。

(2) 縦覧場所

掛川市役所都市建設部都市政策課（〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

3 公述書の提出

(1) 提出先

都市計画の案の縦覧場所と同じ。

(2) 提出期限

令和6年11月29日（金）